

今月の事例

老老介護の先には



事例

Aさんから、兄夫婦の相続でご相談をいただきました。

ご夫婦間にお子様がいない兄Xさんと妻のYさん。Yさんは数年前から、寝たきりで意思表示も十分にはできない状態で、Xさんが懸命に自宅介護をされていました。ご健在でしたが、Xさんご自身も高齢で生活面に不安があつたことから、隣の県に住むAさんご家族に定期的な「見守り」を頼んでいたということです。

そんな老老介護の中、Xさんが突然ご自宅で亡くなられてしまったのです。日頃の疲労が蓄積されたのかもしれません。Aさんからの電話に出ないため、何かあったのかと駆け付けたところ、Xさんは既に亡くなっていたそうです。そして、Xさんの介護に頼るほかなかつたYさんも衰弱が進み、その日の内に亡くなられたとのことです。

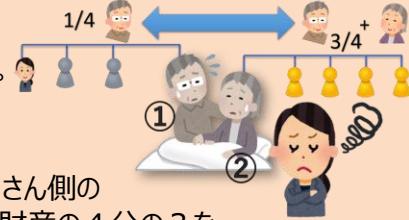
老老介護では、介護している方が亡くなると介護されている方は生きていけない、という現実がそこにありました。

結果

ご依頼をいただき相続財産を調査したところ、ご自宅不動産はXさん名義、ご夫婦それぞれに預貯金がありました。お子様がいないため、生前に遺言書作成を勧めたようですが書かれておらず、最終的にご夫婦の相続人はそれぞれの兄弟姉妹…Xさん側はAさんを入れて4名、Yさん側は5名となることが分かりました。

また、今回はXさんが亡くなった後にYさんが亡くなつたので、AさんはXさんの相続人になりますが、Yさんの相続人にはなりません。つまり、Yさんの相続手続はYさんの兄弟姉妹だけで手続きをしてもらう必要があります。さらに、Xさんの相続については、AさんたちXさんの兄弟姉妹と、Yさんの兄弟姉妹が相続人として手続きを行う必要があるため、Xさんの兄弟姉妹だけでなく、Yさんの兄弟姉妹全員に連絡を取り、協力をお願いしなければなりませんでした。手紙や訪問で協力を呼びかけ、ようやく、Xさんの遺産分割について、不動産は売却・預貯金は解約して、法定相続分での分割協議がまとまりました。

2年以上の月日を要したうえ、法定相続分での分割となつたことで、AさんたちXさん側の相続人は、Xさんの財産の4分の1のみを取得、Yさん側の相続人がXさんの財産の4分の3を、さらにYさんの相続財産を全部取得するという結果となりました。当然、Aさんにとっては釈然としない結果ではありましたが、ひとまずは、長くかかった手続きが無事に完了したことへの安堵が大きかったようです。



ポイント

老老介護のリスクと相続



●老老介護

高齢化社会が加速する現代で、介護者も要介護者も65歳以上の高齢者という、いわゆる「老老介護」の問題が深刻化しています。「老老介護」は介護者・要介護者双方の体力・精神的負担が大きくなること、事故や健康問題を引き起こすリスクが高まる、社会的な孤立を深めることなどの問題点が指摘されています。

「共倒れ」とならないために、家族だけで抱え込みず、公的支援や外部サービスの活用、見守りサービスや成年後見制度の検討などを通じて、負担を軽減していくことが大切です。

●亡くなる順番で変わる相続分

お子様がいないご夫婦のどちらかが先に亡くなつた際、両親（直系尊属）が既に亡くなつていれば兄弟姉妹（兄弟姉妹が既に亡くなつたら甥姪）と配偶者が相続人となります。その場合の法定相続分は、兄弟姉妹（甥姪）全員で4分の1で、配偶者が4分の3です。

例えば今回のケースのように、夫の後に妻が亡くなり、その両親（直系尊属）が亡くなつてると、妻の兄弟姉妹（甥姪）が相続人となり、夫側の兄弟姉妹が妻の相続手続に登場することはありません。しかし、上記の通り、夫の財産の4分の3は配偶者、つまり妻側の相続人の方へ移転することになります。亡くなる順番により財産が思わぬ方向に引き継がれていくことがあるため、お子様がいないご夫婦は、「双方」が遺言書を遺されることをお勧めします。